

道祖本保育所三者協議会（第6回）会議録

1 日 時

平成27年3月28日（土） 午前9時00分から

2 場 所

道祖本保育所

3 出席者

- ・ 道祖本保育所保護者 9人
- ・ 社会福祉法人 とよかわ福祉会 理事長 他3人
- ・ 保育幼稚園課 中井課長、小西参事、北川副主幹、千葉所長

4 案件

- (1) 合同保育の実施状況について
- (2) 新制度の施行に伴う保育時間と延長保育の考え方について
- (3) 各クラスの担任について
- (4) その他

5 発言要旨

(市) まず民営化を担当しておりました小西のほうですけれども、この4月1日から異動となりまして、次に政策企画課のほうに異動になりました。

後任のほうには、契約検査課のほうから瀧川という職員が引き継がせていただきますので、円滑な引き継ぎをさせていただいて、事務に支障のないようにさせていただきますので、どうかご理解のほうをお願いしたいと思います。

それから、保育幼稚園課の課長代理兼保育係長でありました吉田が、次に商工労政課のほうに異動ということになりました。

後任には、情報システム課のほうより大石という職員が来る予定になっておりますので、またこちらのほうに異動になってからご紹介のほうさせてもらいたいというふうに思います。

それから管理係長でありました前田ですけれども、前田のほうも異動となりまして、次に水道総務課のほうに異動というふうになりました。

後任には、福祉政策課のほうから岸本という職員がこちらのほうに参ります。

3人の異動ということになりますので、また次回の三者協議会のときに、新たな職員のほうはご紹介をさせていただくということでご理解をいただきたいというふうに思います。

(市) 異動ということで、保護者の皆様、また法人の皆様にはお力添えを賜りまして、また支えていただいて本当に感謝しております。ありがとうございました。ただ、保護者の方も僕のメールアドレスというのは変わりませんので、本来、保育幼稚園課のほうが主管となって対応していただくことにはなるんですけども、何かございましたら、しっかりとお伝えもできますし、また後任の者にもちゃんとしっかりと引き継ぎをさせていただきますので、何かあったら、またメールアドレスのほうにご連絡いただきましたら、しっかりと連携をさせていただきながらさせていただきたいと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。

(市) それでは本日の会議のほう、進めさせていただきたいと思います。

会議次第に従いまして、進行させていただきます。

まず1つ目の案件でございます。「合同保育の実施状況について」ということになります。合同保育については、3月末で一旦終了いたします。4月からは公立保育士による引き継ぎ保育が始まりますのでよろしく願いいたします。

それでは現状における合同保育の実施状況について、ご報告をさせていただきます。

まず千葉所長のほうからお願いいたします。

(市) おはようございます。1月から合同保育が始まって、3カ月がもう終わろうとしています。子供たちも随分先生たちになれて、廊下とかで会ったら寄って行って、すごいいい関係やなというふうに私のほうは見させていただいています。

希望された個人懇談を実施されるとか、新入所児の面接とかも法人さんのほうにさせていただいて、順調に進んでいるというような状態です。今はクラス、グループ決め、ホームのほうも少しずつ、何ホームに行くとかというグループ分けもやっています。31日まで、2日残すところではありますが、順調に進んでいるように私のほうでは思っています。主任の先生からは、連絡を密にして進めています。

また保護者の方で、不安なことがあったりとかしたら、またお声

をかけていただいたらなと思っています。

4月からは引き継ぎ保育士として、私は1年間、引き継ぎで残らせていただきますので、今後ともよろしく願いいたします。以上です。

(市) ありがとうございます。次、重複するところもあるかもしれませんが、法人様のほうから補足や合同保育の実施に当たって留意されてる点がございましたら、ご報告をお願いいたします。

(法人) 報告させていただきます。3月に入りまして、懇談を希望される方と時間をつくっていただきまして、お子さんの様子や気になっているところ、今後の心配なところを聞かせていただきました。その思いをできる限り新しい職員にも伝えまして、お応えできるように努めてまいりたいと思います。

新入のお子さん、保護者の方とも面接や説明会も順次行ってきました。40人以上の新入の方が入られますので、1日4、5件面接や懇談を行ってきました、無事全員終わりました。

各年齢の保育のことやその他お子さんのことにつきましては、合同保育メンバーに参加しております担当を1歳児は誰が引き継ぐと順番に決めておりますので、その担当保育士が責任を持って、この子にとってはおむつはどうやって替えているかとか、食事の配慮の仕方とか、細かいことまで担任の先生に何回も何回も聞いて、スムーズに移行できるように努めてまいりました。特にアレルギーの方につきましては、命にかかわることなので一緒に現場に行って、どういうふうな配膳しているかとか、看護師さんとの申し送り、栄養士さんともどういうふうに申し送りをしているというのも一緒に話し合っていました。

3月29日、明日なんですけれども、また全員の保育士と研修会を行いますので、そのときにも全体で情報を共有いたしまして、4月1日を迎えたいと思っています。

1歳児、2歳児は、グループ分け、2グループに分けると、2歳児から3歳児に上がるので、ホーム分けを千葉先生を中心に、現担任の先生と法人側と一緒にあって、新しい子の振り分けをさせていただきました。私もどういうふうな4月にスタートするのに進めていくのを、千葉先生に一から十まで教えていただきながら進めてきました。今後も、今大事にしていることを千葉先生や引き継ぎで残っている保育士の先生と一緒に相談しながら、引き続き進めたいと思っています。

4月1日から保護者の方には、職員がたくさん変わりますので、不安になることもたくさんあると思いますし、至らない点もたくさんあると思いますけれども、新しい保育園がスタートすることで、保護者の意見もたくさん聞きながら、また新しい保育所づくりに努めてまいりたいと思います。いろんな意見を聞かせていただけたらありがたいです。以上、報告です。ありがとうございます。

(市) はい、ありがとうございます。

ただいま合同保育の現状について、それぞれご報告をいただきました。この件につきまして何かございましたら、承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。

じゃ、一旦先に進めさせていただきます。

それでは次に、「(2) 新制度の施行に伴う保育時間と延長保育の考え方について」、担当のほうからご説明を申し上げます。

(市) 前回の三者協議会のほうでも、少し延長保育の考え方ということでご説明をさせていただきました。今回ちょっと、1枚延長保育についての考え方ということで、図にあらわした表があると思います。そちらを見ていただきながらのほうの方がわかりやすいと思いますので、これに基づいてご説明をさせていただきます。

まず、上が今現在、公立保育所における延長保育の考え方です。これまでは、保育時間、開所時間は7時から7時まででした。で、その前後30分が延長保育という考え方でこれまでできてました。新制度になりますと、下の表になります。新制度では、保育短時間認定と保育標準時間認定の二つの区分に分かれることになります。

保育短時間認定って何かといいますと、8時間保育、保護者の方の就労状況に応じて、最大8時間保育できますよという認定になります。これは必ず8時間保育が保障されてるかと言うと、そうではなくて、その中でお迎えの来れる方については、送迎をお願いしますというような考え方です。

もう1つが保育標準時間認定ということになります。これは、最大11時間保育ができるという保育標準時間認定になります。

まず、その保育時間8時間、11時間というのは、それぞれ各施設で決定することになります。例えば公立保育所ですと、短時間ですと、朝の8時半から4時半まで、今ここには公立のやつを載せさせていただいてるんですけども、8時半から4時半までが8時間の保育時間ですよ。標準時間のほうは、7時半から6時半までが標準時

間の 11 時間の保育ですよというような位置づけになっております。その前後というのが、今度は新制度の中では延長保育という考え方になります。今在園されている保護者の方については、標準時間を選択することができるというふうになってますので、短時間認定に該当する方でも、11 時間の保育の認定は受けることができます。ただ、8 時間の認定を受ける方というのは、少しお迎えの時間がほかの方と違って早くなったりとかいうふうなことになるかなあというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

それを今度 4 月からは、とよかわ福祉会さんのほうで運営をしていただくということになります。公立保育所では、短時間認定を受けた方でも、1 年間は延長保育料が発生しないような、ちょっと経過措置というのを設けております。これ 1 年間です。公立と同じような形でお願ひできないですかということで、法律が許容しているので、本来ですと、法人さん、それはもう来年 4 月 1 日からは法人のやり方でさせていただくというのは可能なんです。法律が許しているのです。ただ、お願ひできないかということでお願ひをしまして、快諾をしていただきまして、公立保育所のやり方で少しやっていたかというふうなことで、ご了承いただいていることをご報告させていただきます。

その上で、今まで公立では、前 30 分を延長保育としてやっておったんですけれども、後ろ 6 時から 7 時までを延長保育というふうにしたいというふうな形で法人さんのほうからはご相談を受けてると、この前も少しご説明をさせていただいたんですけれど、ただし、その後ろ 1 時間にするんですけれど、前の 30 分、6 時から 6 時半までの部分については、延長保育料をいただかないというふうなご配慮をいただけるというふうにもお聞きをしておりますので、今までと何がじゃあ違うのかというと、前の 30 分の延長保育料が不要になる。後ろの延長保育料 30 分は、そのまま必要になりますけれども、そこは変わらずというふうな形になりますので、まず、そのご了承を皆様にご理解いただければなというふうに考えております。

大きなところでの新制度の考え方としては以上なんですけれども、ただ本当に、この延長保育の考え方というのは、法律がもう既に各法人さんで保育時間を決めなさい、この 8 時間、11 時間というのは決まっているんですけれども、その中ですとどこに設定をしてもいいというふうになってますので、その辺は引き継ぎをずっと継続をしていただけるようなご回答もいただいているんですけれども、どこかで

協定期間中であつたとしても、そこが変わる可能性というのはあるということだけご認識いただければというふうに思います。そのときには変わる場合には、保護者の方にまたご説明をさせていただきながら、しっかりご理解をいただきながら進めさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

説明としては以上です。

(市) 　ただいま新制度施行に伴いましての保育時間と延長保育の考え方について、ご説明をさせていただきました。また、延長保育の取り扱いについても、考え方として前にずらして、後ろ 1 時間を延長保育にさせてもらいますよということ。残りの 30 分だけ料金のほう、いただきますということをご説明させていただきました。

この件について、何かご意見とかご質問ございましたら、承りたいというように思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。また後でも質問が出てくれば、お問い合わせください。

一旦は先に説明させていただきます。次の案件でございます。3 つ目となります。「各クラスの担任について」ということでございます。こちらについては、法人様のほうから発表させていただきますけれども、保護者の皆様への周知、それから保育所での掲示については、公立保育所の人事異動の掲示、3月 25 日の修了式の後になる。もう貼ってますね。

それでは4月からのクラス担任について、こちらでご紹介をさせていただきますと思います。

(法 人) 　改めまして、園長以下の体制について、私のほうから報告をさせていただきます。

園長、中村、主任は私の右におります I、I でございます。フリー保育士といたしまして、Y、M。看護師が O でございます。

次に各クラスですが、チューリップ、ゼロ歳児ですが S、M、H、M の 4 名でございます。

たんぽぽ、1 歳児、H、K、S、H の 4 名でございます。

すみれ、2 歳児は、M、I、H、F の 4 名です。

太陽ホームですが、T、H、E の 3 名です。

そらホームにつきましては、Y、N、M の 3 名です。

うみにつきましては、M、F、K の 3 名です。

朝夕の職員でございますけれども、時間帯は省略いたしますが、K、N、N、T、M、O でございます。

合わせまして給食室でございますけれども、栄養士のT、調理師といたしましてK、F、K、O、Mといった人用でございます。

なお、この表には載せておりませんでしたけれども、事務員といたしましてY 1名を配置をすることにいたしておりますので、合わせましてご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

(市) ありがとうございます。ただいま各クラスの担任について、ご報告をさせていただきました。

これについて、何かご意見等、ご質問ございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(市) 前回もその前のときもですか、少し加配の関係でご心配されてた案件があったと思いますので、次年度の加配の状況だけ、お伝えをさせていただきたいと思います。

3歳については、加配が1人。それと4歳については、加配が2人。それと5歳については、加配が2人というような形で、合計5名の加配ということで、法人さんのほうにはご手配をいただいておりますので、ご報告をさせていただきたいと思います。以上です。

(市) 加配の件もご説明させていただきました。合わせて何かございましたら。

(保護者) 新卒の先生って何人かいらっしゃるんですか、その中に。

(市) 学卒、1名です。

(保護者) はい、ありがとうございます。

(市) その他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

じゃ、次に進めさせていただきます。それでは最後に、「その他」といたしまして、今回の案件でも結構ですし、これまでの案件でも結構です。何かございましたら、この機会に承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(保護者) 駐車場の件ですけども、4月、第2グラウンドを送迎時の間だけ、駐車スペースにさせていただけるっていう、前に聞いてるんですけども、詳しいスタートの日にちとかは、まだ聞けてませんので、もし決まっておられるのであれば、教えていただきたいと思います。

(法人) まだ決まってません。

というのは、構想時になかった現地の条件の変更というのが、御存じのように、そこに集合住宅が建ちますので、あれ見ますと、フ

ファミリー向けなので、もちろん駐車場も整備されてる集合住宅になりますから、道祖本保育所の保護者だけが行き交う道路ではなくなると。もともと市道なので、誰が通ってもいい道路でしたんですけど、実態上、道祖本保育所の関係者だけしか通らなかった道路だったと思うんですけど、そうではなくなるということでございますので、上からおりてくる人、登所のときの保護者の皆さん方との車との状況をその今の道路幅では、間違いなく行き交えないという状況になりますから、不測の事故が起こる可能性も多分に予想されますので、そのことについて、保護者会からも市に対して要望していただいたと思うんですけど、法人としまして、4月以降、我々が運営を担当するに当たって、非常に懸念が予想されるので、善処していただきたいという旨を市に対して、要請をいたしております。できましたら、次善の策にはなると思うんですけど、道路幅を広げていただくとか、あるいはちょっと聞きますと、カーブミラーを設置して、安全が確認できるような措置にしてみたらどうかといったことを、今市の内部で議論をいただいているような状況で。

(市) 昨日付きました。

(法 人) 道路幅の変更はどうなりますかね。

(市) 道路幅の変更については、少し、もともとこちらのほうから保護者の皆さんの要望を受けて、歩道を広げている経緯があるんです。それはどういう要望だったかといいますと、お子さんを送迎するときに、手をつなぎながらあの坂を渡っていきたいんだと。だからその歩道の幅を少し大きくしてほしい。もともと、そういう上の通行というのが考えられてなかったもので、少し状況は変わっているんですけども、そのために少しカーブミラーというのをもう昨日の段階で設置をされてます。今後、少しその形で様子を見ていただければなあというふうに、送迎のときにどのような通行になるかとか、あとカーブミラーをちょっと保護者の方には事前にご連絡をさせていただいてたんですけども、法人さんのほうにもつきますというご連絡をさせていただいてたんですけども、いついつくというのがちょっとまだ言えてなかったんですけど、その際に、カーブミラーをつけますと、それに頼ってしまっ、事故が少し発生しやすくなる可能性があるというのは道路交通課のほうから聞いております。ですので、もし保護者の方でも、お便りなんかでカーブミラーがつけましたよというようなことで、ご周知をしていただける機会がありましたら、ぜひそのカーブミラーを頼っていくんではなくて、そ

ここで車が見えたりすると、一旦停止をしていただきたいというようなお願いも一緒に合わせてしていただければ、本当にありがたいなあというふうに思います。確か、道路上は上りが優先のはずなんですよ。ですので、見えた時点で上の方ですと、上にちょっとスペースがありますので、そこで一旦停まっていたきながら、まず上りの車を入れていただくとか、その辺の一定ルールも必要になってくるかなというふうに思います。そこはまたしっかりと、法人さんとも保護者の方ともご相談をさせていただきながら、もし仮にその使用が市内とやはり西国街道沿いの駐車が少し近隣にもご迷惑かけるということになりましたら、またその辺も合わせて一緒に連携しながら、協議をさせていただきたい、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(市) というような状況ですので、考え方としましては、開所時から9時まで、あるいは降所時は何時からですかね、4時半から5時ぐらいからですか、4時半ぐらいからですか、時間を決めて登所時の一時駐車場という形の活用。日中は、子供の活動で使う場合もありますので、その時間帯は避けるという格好で活用し、なおかつ通行の安全をどう確保するかという両にらみで考えていきたいなというふうに思っております。カーブミラーの設置も終わっておりますので、早くやってほしいという要望が強ければ、もう早急にさせていただければなというふうに思っておりますけど、また役員の皆さんと打ち合わせをさせていただくということでもいいですかね。新しい園長とも相談しないとだめだと思っておりますので、そこらよろしくお願ひしたいと思います。

(市) よろしいでしょうか。その他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは以上で、本日の案件全て終了をいたしました。次回は、4月の開催となりますが、また改めて日程調整をさせていただきまして、ご案内のほうさせていただきたいというふうに思います。

なお、道祖本保育所の三者協議会の開催日は、原則として第4土曜日の開催ということにさせていただいておりますので、ご承知おきいただきたいというふうに。

済みません、4月は入所の関係で、保育園自体のほうは、少しばたばたしますので一旦お休みをさせていただいて、次回5月ということになります。5月も今申し上げました原則第4土曜日で調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。その

際には、改めての職員紹介もさせていただきたいと思いますので、
よろしくお願ひします。

それでは、平成26年度の三者協議会もこれで最後になります。本
当に長期にわたりましてご審議いただきまして、本当にありがとう
ございました。また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日、三者協議会これにて終了させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。

—了—